

船舶事故調査報告書

平成22年3月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	操船者死亡
発生日時	不明（平成21年8月16日 16時40分ごろ操船者Bが発見された。）
発生場所	大阪府大阪市旭区太子橋1丁目の豊里大橋南側の淀川 大阪市庭窪 ^{にわくぼ} 9.94m三角点から真方位224° 1,040m付近 （概位 北緯34° 44.09′ 東経135° 33.06′）
事故調査の経過	平成21年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 （その他の情報）	カヌー ^{がんにゅう} 龍、不詳 なし、大阪工業大学 3.25m×0.60m×0.50m、コンクリート 機関なし、平成21年8月16日に完成し、同日進水した。 進水以前に目視にて外観検査を行い、また、艇内を水で満たして漏えい検査を実施した。
乗組員等に関する情報	操船者A 男性 20歳 操船者B 男性 19歳
死傷者等	死亡 1人（操船者B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年8月16日（日）15時20分ごろ、操船者A及び操船者Bが乗り組み、大阪市旭区太子橋1丁目の豊里大橋南側の淀川において試漕するため、岸から出発したところ、たびたびパドルが藻（水草など）に絡まって操船が困難となり、15時30分ごろ、出発地点から沖約30メートル付近において、出発地点に戻ろうと左旋回を始めたとき、パドルに藻が絡んで本船が傾斜し、左舷前方の舷側から浸水し始めた。 操船者Aが落水し、続いて操船者Aを助けようと手を差し伸べた操船者Bも体勢のバランスを崩して落水し、本船は左舷船首から転覆、沈没した。 落水した操船者A及び操船者Bは、それぞれ岸に向かって泳いでいたが、操船者Aは岸に泳ぎ着いたものの、操船者Bの姿が見えなくなった。 15時38分ごろ、事故の目撃者が、大阪市消防局に通報し、捜索の結果、16時40分ごろ、岸から約10m沖の川底に沈んでいる操船者Bが発見され、病院に搬送されたが、溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好、 気温 約32℃ 海象：波高 なし、水温 約26℃～約27℃

<p>その他の事項</p>	<p>操船者A及び操船者Bは、前年の競技大会に参加して、コンクリートカヌーの操船経験はあったものの、本船での試漕は、本事故のときが初めてであった。</p> <p>操船者Aが船首側に、操船者Bが船尾側に座り、両端にブレードを取り付けたパドルをそれぞれ1本ずつ持って漕いだ。</p> <p>操船者A及び操船者Bとも泳力はあった。</p> <p>操船者Aは、落水後、水中の藻が邪魔して頭部を川面より出して泳ぐことが困難だったが、やがて背泳ぎの体勢とし藻を掴みながら進んだ。</p> <p>事故当時の服装は、操船者Aが、Tシャツ、海水パンツ、操船者Bが、Tシャツ、ジャージの半ズボンであった。</p> <p>本船は、前年のコンクリートカヌー競技大会に参加したものと同一の設計図に基づいて、操船者A、操船者Bほか11人の、いずれも同じクラブに所属する学生が製作したものであった。</p> <p>本船は、主にセメント系材料を使用し、カヌー躯体体積に占めるセメント系材料の割合を60%以上とする旨の大会規定に則って製作された。</p> <p>救命胴衣は、別の場所に保管して事故現場に持参せず、操船者A及び操船者Bとも救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>操船者Aは、事故前日にクラブの顧問に試漕する旨連絡したが、顧問の立会いを仰がず、学生7人で試漕を行うこととし、通常の練習場所を水上オートバイが占有していたので、本事故の発生場所で試漕することとした。</p> <p>事故前日、翌日試漕することを知ったクラブの顧問は、所用で試漕に立ち会えなかったが、クラブの学生が通常の練習場所で救命胴衣を着用するものと思った。</p> <p>通常の練習場所の水深は浅く、試漕実績もあったが、事故現場付近は、これまで試漕したことがなく、藻が繁殖し、水深が約2mであった。</p> <p>操船者Aらが所属する大学では、本事故を受け、課外活動届の提出を徹底させるとともに、事故調査委員会を設立し、再発防止のための安全対策を講じた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし 死因は、溺死であった。 本船は、操船者A及び操船者Bの各パドルが藻に絡んで左舷前方に傾斜して舷側から浸水したことから、転覆して沈没したものと考えられる。 操船者Aは、本船が左舷前方に傾いて落水し、操船者Bは、操船者Aを助けようと手を差し伸べて体勢のバランスを崩して落水したものと考えられる。 操船者Bは、救命胴衣を着用せずに落水し、水中の藻が邪魔をして泳ぐことが困難となり、水中に没して溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、豊里大橋南側の淀川において、本船が岸から沖に向かって試</p>	

漕中、操船者Bが救命胴衣を着用せずに落水したため、発生した可能性があると考えられる。

操船者Bが落水したのは、落水した操船者Aを助けようと手を差し伸べて体勢のバランスを崩したことによるものと考えられる。

本事故の発生場所付近に藻が繁殖していたことが関与した可能性があると考えられる。